



# ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

**Q** 年金制度が改正になり、厚生年金に入らない事業所に厳しくなるそうですが実際変わったことはありますか？身近な情報でも良いのでお知らせください。

**A** 第100回のロウムカフェでお話しましたが、年金制度が大きく変わりました。この年金制度改正は、別名「年金制度強化法」とも言われており、年金制度の維持のために様々な改正がされました。その中に「年金機構の調査権限の整備」が加えられました。

これまでの調査は、従業員を雇い給与を支払っている法人の情報を国税庁から得て、社会保険適用が「明らかな」事業所のみ、立入検査・文書等の提出命令ができました。法改正により、適用事業所である「可能性がある」と認められる事業所についても法的権限に基づく立入検査等ができるよう調査権限の規定を整備しました。

具体的には、今年度から4年間を集中取組期間とし、国税徴収データに加え雇用保険被保険者のデータを活用し、未加入企業を把握していく方針です。加入逃れが発覚した企業については4年の間にすべて適用を目指します。

今年4月には年金機構本部内に専門組織を設置し、従わない悪質な事業所に対しては、刑事告発も視野に入れる対応を検討しているそうです。

平成31年3月末時点で約36万の法人が適用対象にもかかわらず加入していない為、4年間に集中取組期間に、全事業所の加入を目指します。すでに未加入を把握している事業所は来年度までの加入目標とします。加入勧奨しても応答がない事業所には来年度までに訪問し、実態確認をすることです。

個人に対してもアプローチを始めます。一定以上の収入があり、国民年金が未納になっている者の就労状況を調査、適用の可能性がある場合は勤務事業所へ加入指導していきます。

すでに加入している事業所に対しては適用漏れがないか確認するため、従来通りではありますが、訪問・呼出・郵送のいずれかの方法で調査を行います。

訪問調査は、雇用保険データにより未加入者がいると見込まれる事業所や、短時間労働者を多数

雇用する事業所、算定基礎届や賞与支払届が未提出の事業所、これまでの調査で指摘の多い事業所を優先して訪問調査を行います。

建設業においても、社会保険未加入者に厳しい対応が取られます。国交省は、建設業の社会保険加入における元請・下請企業の取組みの指針となる「下請指導ガイドライン」の改正案をまとめました。

今年10月の改正建設業法施行で、建設業の許可要件には社保加入が加わることを受けた措置です。元請は、保険未加入の作業員に対し、原則として現場への入場を認めない取扱いを徹底するとしました。

現場に入場する作業員について、下請けが作成した作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入が発覚した場合には下請けへの指導を求めています。

今回の改正では、書類提示などによって保険加入が確認できない場合は未加入と判断し、「特段の理由」がない限り入場を認めない事を徹底する方針です。特段の理由には①伝統建設の修繕など作業員が施行に必要な特殊の技能を有しており、入場を認めなければ施工が困難になる場合、②加入手続き中であるなど今後確実に加入が見込まれる場合の2点を明記しました。新ガイドラインは今年10月1日に施行予定です。

加入情報の真正性を確保するため、社会保険の標準報酬決定通知書など関係書類のコピーを提示させるとしていますが、保険加入情報などを登録する「建設キャリアアップシステム(CCUS)」を活用する場合は証明書類による確認を求めないとしています。

一方、一人親方は社会保険の加入義務がないなど労働者としての罰則付き制限もないため、本来雇用すべき技能者を一人親方化を図る動きがあります。元請が下請に対し、個人事業主との関係を正しく記載した再下請通知書や請負通知書の提出を求め、また一人親方を記載した適切な施工体制台帳なども求めています。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980